

寒川町総合計画審議会の書面会議で生まれた山蔦委員の疑問について

委員	意見内容	事務局の考え方
山蔦委員	<p>・ 昨年秋から一堂に会する審議会が行われず、書面会議が続きました。この間に、私は、いつになく多くの委員のお考えを聞くことができました。議事録を読んで、基本的なことについて疑問に思ったことがありますので、「私の疑問」を意見として提出します。</p> <p>1. 総合計画を「前例を踏襲型」で改定するのは時代遅れです。</p> <p>1) 平成23年、国は、地方の「総合計画の策定義務」を外しました。それまでは都道府県の100%が「総合計画」を持っていましたが、平成30年度、基本構想を持っていない都道府県が27.3%になり、基本構想を5年以下と短くした地方自治体が34.8%となっています。</p> <p>今後、法改正に伴う計画構成の多様化が進展し、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と「総合計画」を一体的に策定する団体が増加するが、一方で、「ワークショップ・市民討議会」の参加者の募集において質・量の課題を抱えている。</p> <p>「自治体経営改革に関する実態調査報告」三菱UFJリサーチ&コンサルティング。(要旨) https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2019/06/seiken_190621.pdf</p> <p>2) このように「総合計画の策定義務」を外したことが、地方の実情に合った計画を増やしていると思われま。一般市においても、藤沢市のように、</p>	<p>・ ご指摘のとおり、地方自治法の一部改正により、地方自治体の「総合計画の策定義務」がなくなり、市町村自らが計画策定の要否を意思決定できるようになりました。町においても、総合計画の必要性、位置付けの必要性、議決の必要性について検証し、その結果、町政運営全体が恣意的で計画性のないものとならないようにするために、改めて総合計画の位置付けとその内容を見直し、町政全般を統制する計画を策定することとなりました。</p> <p>・ また、憲法92条で定める「地方自治の本旨」には「住民自治」と「団体自治」の2つの側面があり、このうち「住民自治」とは、地方自治が住民の意思に基づいて行われるという民主主義的要素であると言われていたことから、今回「みんなで作る総合計画」というスローガンを掲げたように、より多くの町民の皆様がまちづくりの主役として町政へも参加、参画できるよう、計画策定時だけでなく、計画の策定後も定期的に町民ワークショップ等を開催しながら、「協働によるまちづくり」を充実させてまいりたいと考えております。</p> <p>・ 他の自治体も総合計画という名称ではないものの、めざす都市像の目標(基本構想にあたるもの)と喫緊の取り組み(基本計画や実施計画</p>

<p>計画期間を4年と短くし、「めざす都市像の目標」と「喫緊（きっきん）に取り組むべき重点施策」を掲げた機動的な計画に見直す例が出てきています。</p> <p>コロナ問題による財政難が目前に迫っている寒川町で、「2層構造の20年計画」という前例踏襲型で総合計画を改定していて良いのでしょうか。</p>	<p>にあたるもの)を定めている状況であり、委員ご指摘の藤沢市においては、概ね20年先の「長期的視点」を持ちながら直近の4年間でを行うことを定めており、寒川町の次期総合計画と同様の考え方を持っています。寒川町総合計画2040では、より機動的な対応をとれるよう、これまでの「基本構想、基本計画、実施計画」の3層構造から「基本構想と実施計画」の2層構造としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年6月19日の寒川町議会本会議において、自治基本条例の一部改正を賛成全員で原案のとおり可決いただいた際、山蔦委員も賛成されておりましたので、町の責務として、総合計画を策定することや総合計画に基づいて必要な施策を講じることについてはご理解いただいているものと認識しておりますが、これまでご説明してきたとおり、時代に合った計画とすることや、柔軟性のある計画とする必要があると考えております。そのため、これまでもご説明申し上げてきたとおり、寒川町総合計画2020を振り返り、3点の改善をしております。1点目は、3層から2層構造とし、基本計画を実施計画に内包しました。2020プランでは、基本計画（計画期間前期10年、後期9年）に掲載している施策目標等が社会経済環境の変化に柔軟に対応することができませんでしたが、実施計画（計画期間4年）に統合することで社会経済環境の変化に柔軟に対応することが可能な構成にしています。2点目は、2020プランでは3年間としていた実施計画の企画を4年とし、基本構想の計画期間である20年を第1次から第5次までの4年間で区切り、その4年間ごとに財政計画を立てていくこととします。実施計画の計画期間を2020プランでは3年としておりましたが、4年としています。計画期間を首長の任期にあ
--	---

	<p>2. 過去の「総合計画」は、役に立っていません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2020プラン」に掲げられた「倉見地区整備」と「健康福祉拠点整備」という重要なテーマの達成率は、それぞれ1%と0%と低いままです。この最大の理由は「財源の裏付け」をしっかりと行わなかったことにあります。歳入の増加が見込めない時代に入っていたにもかかわらず、「次期総合計画の基本構想」を財源の裏付けのないまま練り上げ、財政との矛盾は「実施計画の段階で検討する」と先送りしています。 ・財源を考えず、「必要だから」と言って、自分の家を持つなどの「将来構想」を練る家族はいないと思います。多くの企業経営者は、自分が建てた「経営計画」の目標が未達となれば辞任します。企業では、起案者が「新事業の企画書」を作り、幹部の承認を得て実施に移しています。その企画書には、①成果目標、②使う経営資源(金と人)、③成果を出すまでの期間、④責任者、この4項目が必ず書かれています。 ・大手企業の中には、起案者がたった15分間で企画書を説明し、その場で経営幹部が高額の事業 	<p>わせることで直近の民意を反映することが可能となります。3点目は、施策や事務事業の重点化です。直近4年間で重点的に実施する政策的な事業のみを掲載することで、町の方向性の明確化や柔軟な予算配分、庁内分権の推進による効果的な行政運営が可能となります。これらの前例踏襲にとらわれず、町の実情に合った形式にすることで、成果を生んでいきたいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本構想は町の目指す将来像を明らかにするもので、実施計画は、基本構想を計画的に実現するために具体的な取り組みを財源の裏付けとともに記載するものです。 ・実施計画には、①成果目標、②使う経営資源(お金と人)、③成果を出すまでの期間、④責任者などを記載してまいります。また、多くの企業経営者は、まず企業として何を達成したいのかという企業理念を立て、そのために必要なお金を出資者から募るのではないのでしょうか。いきなり企画書を作るのではなく、まず達成したい理念やビジョンがあつて、それを具体化させるために何をすべきか、それにはいくらかかり、どれくらいの人数をかけなければならないかと考えて企業活動を行っている認識しております。 ・幹部だけで高額な事業の採否を決めた方がよいということでしょうか。今回策定する総合
--	--	---

<p>の採否を決めている企業もあるのです。そうしなければ、企業は生き残れないからです。</p> <p>3. 新型コロナウイルスの影響で、町の税収は落ち込みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業依存度の高い寒川町の税収の落ち込みは、激しくなります。今後2～3年間、全庁一丸となって、町民の生活維持と財源確保を図らなければなりません。このような時に、「20年先の町の将来像」を検討していて良いのでしょうか。普通の企業は、このような非常事態に20年先のことなど決して考えません。 <p>確かに、町は、「緑の基本計画」のように計画の更改を止めている例がありますが、これから更改予定の計画が目白押しです。「計画作りゴッコ」をしているのではないか、と言われたいためにも、従来型の「計画書」を「企画書」に変え、行政の責任を明確にすべきだと考えます。</p> <p>4. 書面会議にある「町の考え方」の修正が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「未来の町長が、“恣意的”で、“自分勝手な動き”をしないようにするために、自治基本条例を改定 	<p>計画は、「みんなで作る総合計画」とし、町民ワークショップなどで様々なご意見をいただきながら策定してまいりました。今後、総合計画に基づいて町政運営してまいりますが、定期的に町民ワークショップを開催するなどし、できる限り町民の意見を反映しながら進めてまいりたいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度第1回寒川町総合計画審議会（書面会議）への意見に対する事務局の考えでお答えしたとおり、次期総合計画の目標年次である2040年については、人口減少、少子高齢化が進行する中、団塊の世代が75歳以上となるとともに団塊ジュニア世代が65歳に到達し始め、労働人口が大幅な減少に向かう「2040年問題」が与える影響が大きく、未来からの視点を持たずに短期的な目線のみで町政運営を行った場合、20年後には様々な課題が山積してしまふこととなります。 こうした事態を将来世代に招かないよう、「長期的な目線、すなわち未来からの目線を持ちながら直近の4年間では何をすべきか」との考え方で町政運営を行うことが必要であると考えたところであります。 一方、新型コロナウイルス終息の見通しがつかない現状において税収の影響額につきましては、現在もまだ収束しておりませんので正確な税収の落ち込みなどを予測することは非常に難しいところではありますが、今後の社会情勢などを注視しながら、随時状況を判断してまいりたいと考えております。 私どもが「恣意的」であることが適切でないとお答えした主旨は、「何に基づいて町政運営を行っていくのかが不明であり、その時の町長によってそれが示されたり示されなかったり
---	---

<p>する」との説明が、議事録に載っています。</p> <p>これは、6月19日の本会議で町から答弁があったとおり、新しく住民に選ばれた次の町長は「総合計画」の改廃を、制約なく「起案」でき、たとえば、この町長が「自分勝手」な振る舞いをしたとしても、これを監視するのは「議会」です。よって、この説明は、二元代表制の仕組みから逸脱していますので、全て、書面会議の議事録から削除すべきです。</p> <p>5. 総合計画の実現に責任を持てるのは「住み続ける住民」しかいません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町長は4年で交代し、職員には定年があります。ワークショップなどで10人程度の住民から意見を聞くのではなく、多少時間が掛かっても、計画に空白期間が生まれても、三鷹市などのように1000人規模の公募を行い、役所ではなく「住民主導」で、少なくとも基本構想は作るべきです。こうすることによって、本当の「協働のまちづくり」が進み、「役に立つ総合計画」が作れるようになるのではないのでしょうか？ ・なお、私は、「行政への批判と監視」は重要な議員の責務ですから、批判はします。また、「審議会」は、意見を出しあって議論する場だと考えています。行政を批判すると「役所は民間と違う」という反論が出ますが、私は、民間と行政の経営の違いを十分理解できる経験を持っています。ぜひ、私の批判を参考に、十分議論し、「目標達成に責任の持てる計画」を作るよう努力をしてください。 	<p>することは適切ではない」ということにあります。</p> <p>そのため、寒川町の自治の基本を定める最高規範である自治基本条例を一部改正し、町の責務として、総合計画を策定することや、総合計画に基づいて必要な施策を講じることを義務づけたものでありますので、これまでの説明が間違っているとは考えておりませんので、議事録からの削除はいたしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1ページ目の2つ目の「・」でご説明したとおり、より多くの町民の皆様がまちづくりの主役として町政へも参加、参画できるよう、計画策定時だけでなく、計画の策定後も定期的に町民ワークショップ等を開催しながら、「協働によるまちづくり」を充実させてまいりたいと考えております。 ・役所と民間の相違点はもちろんありますが、民間の良さについても取り入れるべきものは取り入れてまいりたいと考えております。また、寒川町総合計画審議会委員の皆様は、それぞれ異なる立場や経験を持たれていますので、行政では気づけない課題や解決策をご教示いただいております。今後もお一人お一人のご意見を大切に、町政運営に反映してまいります。
--	---